

改正後						改正前					
公安調査庁行政文書管理規則						公安調査庁行政文書管理規則					
目次、第 1 章～第 1 1 章 （略）						目次、第 1 章～第 1 1 章 （略）					
別表第 1 行政文書の保存期間基準						別表第 1 行政文書の保存期間基準					
事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型 （施行令別表の該当項）	保存 期間	具体例	事 項		業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型 （施行令別表の該当項）	保存 期間	具体例
法令の制定又は改廃及びその経緯						法令の制定又は改廃及びその経緯					
1	法律の制定 又は改廃及 びその経緯	(1)～(5) （略）				1	法律の制定 又は改廃及 びその経緯	(1)～(5) （略）			
		(6) 官 報 公 示 そ の 他 の 公 布	官報公示に関する文書その他の 公布に関する文書（一の項ト）	20 年	・ 官報 ・ 公布裁可書（御署名原本）			(6) 官 報 公 示 そ の 他 の 公 布	官報公示に関する文書その他の 公布に関する文書（一の項ト）	20 年	・ 官報の写し ・ 公布裁可書（御署名原本）
		(7) （略）						(7) （略）			
2	条約その他 の国際約束 の締結及び その経緯	(1)～(5) （略）				2	条約その他 の国際約束 の締結及び その経緯	(1)～(5) （略）			
		(6) 官 報 公 示 そ の 他 の 公 布	官報公示に関する文書その他の 公布に関する文書（二の項二）	20 年 （ 保 存 期 間 満 了 時 の 措 置 を 廃 棄 の 措 置 と 定 め た 文 書（経 済 協 力 関 係 等 で 定 型 化 し、重 要 性 が な い も の）につ いては 30 年）	・ 官報 ・ 公布裁可書（御署名原本）			(6) 官 報 公 示 そ の 他 の 公 布	官報公示に関する文書その他の 公布に関する文書（二の項二）	20 年 （ 保 存 期 間 満 了 時 の 措 置 を 廃 棄 の 措 置 と 定 め た 文 書（経 済 協 力 関 係 等 で 定 型 化 し、重 要 性 が な い も の）につ いては 30 年）	・ 官報の写し ・ 公布裁可書（御署名原本）
3	政令の制定 又は改廃及 びその経緯	(1)～(5) （略）				3	政令の制定 又は改廃及 びその経緯	(1)～(5) （略）			
		(6) 官 報 公 示 そ の 他 の	官報公示に関する文書その他の 公布に関する文書（一の項ト）	20 年	・ 官報 ・ 公布裁可書（御署名原本）			(6) 官 報 公 示 そ の 他 の	官報公示に関する文書その他の 公布に関する文書（一の項ト）	20 年	・ 官報の写し ・ 公布裁可書（御署名原本）

		公布			
		(7) (略)			
4	省令その他の規則の制定又は改廃及びその経緯	(1)～(3) (略)			
		(4)官報公示	官報公示に関する文書（一の項ト）	20 年	・ 官報
		(5) (略)			
5～13 (略)					
その他の事項					
14	告示、訓令及び通達の制定又は改廃及びその経緯	(1) 告示の立案の検討その他の重要な経緯（1の項から13の項までに掲げるものを除く。）	①～④ (略)		
			⑤官報公示に関する文書（二十の項ハ）	10 年	・ 官報
		(2) (略)			
15～28 (略)					
備考 (略)					

別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 (略)

		公布			
		(7) (略)			
4	省令その他の規則の制定又は改廃及びその経緯	(1)～(3) (略)			
		(4)官報公示	官報公示に関する文書（一の項ト）	20 年	・ 官報の <u>写し</u>
		(5) (略)			
5～13 (略)					
その他の事項					
14	告示、訓令及び通達の制定又は改廃及びその経緯	(1) 告示の立案の検討その他の重要な経緯（1の項から13の項までに掲げるものを除く。）	①～④ (略)		
			⑤官報公示に関する文書（二十の項ハ）	10 年	・ 官報の <u>写し</u>
		(2) (略)			
15～28 (略)					
備考 (略)					

別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準 (略)

附 則
この訓令は、令和7年4月1日から施行する。